

## 加賀市生殖補助医療〔保険外診療〕受診等証明書

次の者については、生殖補助医療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない又は極めて少ないと思われるため、生殖補助医療（及びその一環としての男性不妊治療）を実施し、これに係る医療費を次のとおり徴収したことを証明します。なお本治療については、保険外診療で実施したものです。

年 月 日

医療機関 所在地

名 称

主治医氏名

印

医療機関記入欄（主治医が記入してください。）

ふりがな		
受診者氏名	夫	妻
生年月日	年 月 日生( 歳)	年 月 日生( 歳)
<b>【今回の治療期間】</b>	年 月 日 ～ 年 月 日	
今回の治療期間 ※1	(男性不妊治療分 年 月 日 ～ 年 月 日)	
<b>【今回の実施した治療】</b>	(特定不妊治療(旧制度)と同じ区分で見た場合に該当する記号(注1・注2参照)に○を付けてください。) A B C D E F	A又はBの場合 1. 体外受精 2. 顕微授精 (該当する番号に○を付けてください。)
	男性不妊治療を行った場合は、行った手術療法を記載してください。 ( )	(精子回収の有無) 1. 有 2. 無
<b>【保険外診療で実施した治療】</b>	(今回の治療にかかった金額合計(保険外診療に限る))※2	
領 収 金 額	生殖補助医療費(男性不妊治療費を除く。)	領収金額 円
	男性不妊治療費※3	領収金額 円

※1 治療期間については、胚移植を目的とした治療計画に同意した日から生殖補助医療の終了日までを記載してください。ただし、主治医の治療方針に基づき、採卵準備前に男性不妊治療を行った場合は、男性不妊治療を行った日から生殖補助医療終了日までを記載してください。

※2 助成の対象範囲は、(旧)特定不妊治療費助成制度の助成対象範囲と同じです。不妊の原因を調べるための検査に係る費用、凍結された精子、卵子、胚の管理料(保存料)、入院費、食事代、個室料、文書料は助成の対象から除きます。

※3 主治医の治療方針に基づき、主治医の属する医療機関以外の他の医療機関で男性不妊治療を行った場合は、主治医が患者から男性不妊治療として支払った領収書の提出を受け、主治医が領収金額を記載してください。

(注1) 助成対象となる治療は、次のいずれかに該当するものです。(旧)特定不妊治療費助成制度と同様)

A: 新鮮胚移植を実施

B: 採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施(採卵・受精後、胚を凍結し、母体の状態を整えるために1～3周期程度の間隔をあけた後に胚移植を行うとの治療方針に基づく一連の治療を行った場合)

C: 以前に凍結した胚による胚移植を実施

D: 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了

E: 授精できず、又は胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等による中止

F: 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止

※採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象となります。

(注2) 採卵に至らないケース(女性への侵襲的治療のないもの)は助成対象となりません。